

令和6年 第4回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年4月22日（月）午後2時30分～
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者
[委 員]
教 育 長 教育委員4名
[事務局]
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 文化課長 生涯学習
振興課長
- 4 欠席者 1人
- 5 傍聴人 0人
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項
豊見城市教育委員会会議傍聴人規則等の一部改正について
豊見城市立学校職員服務規程及び豊見城市教育委員会事務決裁規程の一部改正
について
豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正す
る規則の一部改正について
豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正について
いじめ重大事態の発生に関する対処方針について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	それでは皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、これより令和6年第4回定例教育委員会を開催いたします。 まず初めに、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に宮城委員を指名します。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは、会期日程は1日とします。 次に本日の議題ですが、お手元にお配りしてあります議事日程に沿って進めてまいります。 続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。 令和6年3月26日火曜日に、OWN DAYS株式会社、豊見城市小学生学業支援プロジェクトの記者発表に参加しております。 次に4月1日月曜日に、令和6年度教育委員会定期人事異動辞令交付式、並びに令和6年度新採用職員辞令交付式に参加しております。午後には宮城委員の辞令交付を行いました。 続いて4月5日金曜日、春の交通安全運動出発式に参加いたしました。 それから4月6日土曜日に、豊崎海浜公園美らSUNビーチ海開きに参加しております。 飛びまして4月16日火曜日、豊崎中学校開校セレモニー、4月17日水曜日には、豊崎中学校入学式に参加しております。 4月19日金曜日、豊寿大学入学式に参加いたしました。 そのほかの業務報告に関しましては紙面でご確認をお願いいたします。 続いて、日程第4の議案第12号 豊見城市教育委員会会議傍聴人規則等の一部改正についてであります。事務局、説明をお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課の赤嶺です。私のほうから説明させていただきます。 提案理由につきましては、市長部局より所管例規の点検依頼があり点検した結果、改正が必要な箇所があったため改正いたします。改正する例規とその内容につきましては、次のページから3枚目の新旧対照表をご覧ください。豊見城市教育委員会会議傍聴人規則新旧対照表（第1条）ということで、（傍聴の禁止）第4条、第1号につきまして改正前、

	「酒に酔っていると認められる者」を「酒気を帯びていると認められる者」に改正いたします。 （傍聴人の遵守事項）第5条、第5号につきまして、「帽子をかぶらないこと」の後に追記いたしまして、「ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りではない。」を追加改正いたしまして、病気等の場合も着帽を認めることといたします。 第6号につきましては、音を発する電子機器等に関する規定を追記、改正いたします。それ以降の条項につきましては取り下げていきます。 こちらまでの3枚目の説明については以上となります。 続いて4枚目をご覧ください。職務に専念する義務の特例に関する規則新旧対照表（第2条）。（職務に専念する義務の免除）第2条、第2号につきまして改正前、「不服申立てをし」を「審査請求を行い」に改正いたします。 第3号につきましては改正前、「公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし」から「補償に関する決定に係る審査請求若しくは再審査請求を行い」に文言を改正いたします。 第4号については新たに追記いたします。それ以降の条項につきましては、第4号を追記したことにより繰り下げております。 4枚目の説明は以上となります。 続いて5枚目をご覧ください。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則新旧対照表（第3条）につきましては、（教育長に対する委任事務）第2条につきまして、第2号の文言を「の制定」から「を制定し、改正し、」に文言を修正いたします。 第5号につきましては改正後、（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を追記し、教育長への委任事項であることを明確にいたしております。 改正の説明については以上となります。
教育長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明がございました。内容についてご質問等がございましたら、委員の皆さん挙手でお願いいたします。どうぞ、宮城委員。
宮城委員	改正する規則の第1条に関するもので、改正後の病気その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りではない。ということが追記されていますが、これを受けて許可証とか、そういうものの発行なども考えていらっしゃるのでしょうか。

教育長	事務局、お願いします。
教育総務課長	そういう申出があった場合は、許可証を出すかどうかというのは、これから検討しようと考えております。
教育長	よろしいでしょうか。
宮城委員	じゃあ、もう少し練っていくということになるんですか。
教育長	事務局、お願いします。
教育総務課長	許可証の様式までは定めていないので、今後そちらのほうについては検討いたします。
宮城委員	申出側というのは、何らかの事で申出を上げたけど、その手順とか、そういうのをやる側にとって明確でないと、やりづらいのかなと。例えば私がこれを申請するとした場合に、どうしようと。直接議会に行ってそこで申請になるのか。事前に申請をして許可証を持って、そこに参加するのかということなどなど。ごめんなさい、ちょっと考えたものですから。
教育長	事務局、お願いします。
教育総務課長	こちらの帽子の許可をする方につきましては、傍聴人ということで、その日に傍聴する方についての事項となっているので、その日に傍聴する方について、事前にお知らせしてもらっても許可証をどうするか、今検討しているところです。
宮城委員	分かりました。はい、ありがとうございます。
教育長	事務局、お願いします。
教育部長	休憩をお願いします。
教育長	休憩します。
	休 憩（14時08分） 再 開（14時09分）
教育長	再開します。 備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	同じ改正後の（５）ですけれども、帽子をかぶらないというのは原則としてはよろしいかと思えますけれども、病気というのもあるので、その場合は診断書を提出するのか。 頭が痛い、これでいいですよ、どうぞという感じなのか、診断書を添えて認めるのか、その辺も含めてお願いしたいです。
教育長	事務局、お願いします。
教育総務課長	その病気の種別という部分に関してまでは、ちょっと想定はしていないですね。帽子をかぶらなければいけない事項が発生している傍聴人の

	方につきましては許可するという事で追記をしています。その内容についてはこれから検討させていただきます。
教育部長	これは今、想定しているのは、例えばがんで放射線治療をしていて髪の毛がだとか、そういった方々。市でも今、助成を。ウィッグについての助成を始めているんですけれども、そういった方々を主に想定しているというイメージで捉えていただきたい。診断書まで取ってやるかということについては、そこまでのところは今、現状の運用ではそこまでの支障は生じておりませんので、その運用の中で、どうしてもそのことは考えていきたいということでご理解いただきたいと思います。
備瀬委員	その他の理由というところに帽子をかぶらないというのもあるんですけれども、例えば最近では女性の帽子というのがファッション化したりとか、あるいは女性も薄毛によって常時帽子を手放さないという方もいて、体の一部という形で捉えている場合もあるんですが、強制的に認めない、取らすという、そういったことも聞いたりもするんですけれども、その辺はどういうふうに考えているんでしょうか。
教育長	事務局、お願いします。
教育総務課長	基本は帽子をかぶらないこととしておりますので、ただし病気という部分で、どうしても取れない事由があった場合に認めるということですので。ファッション系とか、そういった部分に関しては想定しておりません。どうしても取れない理由ということであれば、こちらのほうで考慮したいということでご追記しております。
教育長	よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。そのほかございませんか。備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	(6)のところに関係するんでしょうか。その文言はよろしいと思いますけれども、逆のところか分かりませんが、何か分かりませんが、一番これまでに気になったことは携帯で写真を撮る。傍聴席から。そして、やじであつたりとかというものもありましたけれども、そういうのはどこのほうに文言があるのか、教えてほしいんですけれども。
教育長	事務局、大丈夫ですか。
教育総務課長	ちょっと休憩をお願いします。
教育長	休憩します。
	休 憩 (14時12分)

	再 開（14時14分）
教育長	再開します。 事務局、お願いします。
教育総務課長	備瀬委員のご質問で、豊見城市教育委員会会議傍聴人規則の中に第5条（6）ですね。この新旧対照表のほうでは改正後の（7）になって略されていることなんですけれども、その他会議の妨害となるような挙動をしないこととありまして、そちらの方におおむね含まれる形になっております。
備瀬委員	分かりました。
教育長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。宮城委員、どうぞ。
宮城委員	第3条のところで、改正後に括弧の部分がありますね。（5）の。（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）という、この部分が丸括弧でこちらに改めて挿入されているんですけど、そのいきさつを教えてくださいたいと思います。
教育長	はい、事務局。
教育総務課長	第2条の（5）に追記した理由につきましては、改正前の文言である、職員並びに任用職員も含めた全職員が教育委員会のほうに任免等の人事に関することを挙げるという規定に読み取れることになりまして、臨時的に任用された職員及び非常勤職員につきましては、期間も1か月から12か月とまちまちであることで、たびたび任用の繰り返しとなされることから、こちらのほうについては教育長の委任事務とするということで、明確化したいということで。その他の市町村でもそういった文言の規則がありましたので、そちらのほうを参考にして追記しています。
教育長	よろしいですか。
宮城委員	はい。
教育長	ありがとうございました。そのほか確認事項は大丈夫でしょうか。 それでは、議案第12号 豊見城市教育委員会会議傍聴人規則等の一部改正については提案どおり決定をしたいと思いますがいかがですか。
	（「異議なし」と呼ぶ者あり）
教育長	ありがとうございます。それでは、提案どおり決定ということで進めてまいります。 続きまして、日程第5の議案第13号 豊見城市立学校職員服務規程及び豊見城市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてであります。 事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課の赤嶺です。こちらのほうも私のほうで説明させていただ

	きます。 提案理由につきましては、こちらにつきましても市長部局より所管例規の点検依頼があり点検した結果、改正が必要な箇所があったため改正に至っています。改正する例規とその内容につきましては、次のページから3枚目の新旧対照表のほうで説明させていただきます。豊見城市立学校職員服務規程新旧対照表（第1条）。第1条から下のほうの第23条の文言で、改正前は「規程」という文言がありますが、そちらのほうをすべて「訓令」という文言に変更いたします。 第3条につきましては、改正前「すべて」が平仮名表記であったものにつきまして、改正後、第3条につきましては漢字表記に改正いたします。 下から2つ目です。第16条につきましては、改正前、教特法「第21条第1項」につきましてという文言を改正後、教特法「第17条」の規定により、条の改正をしております。こちらのほうの理由につきましては、教育公務員特例法の条が改正になったことにより、併せて第17条に修正しております。このページの説明については以上となります。 次のページをご覧ください。豊見城市教育委員会事務決裁規程新旧対照表（第2条）についてご説明いたします。 （定義）について、第2条、（2）、（3）と次のページの別表があるんですけども、こちらも別表第2につきましては、図書館長と給食センター長が過去に課長級であったことから決裁権者として入っているんですけども、現在は任期付職員となっていることにより、関連する文言について改正しております。 第2条、（9）、第5条、第3項につきましては、豊見城市事務決裁規程に合わせて、引き上げ決裁に関する規定を追加しております。こちらの第5条の3項につきましては、前2項の規定にかかわらず、決定者の短期間の不在により前2項に規定する順序で回議できないときは、引上げ決裁をすることができる。ということで文言修正となっております。こちらについては専決者、代理決裁者又は決定者が、直近下位の決定者を飛ばして回議し、及び決裁し、又は決定することという内容となっております。こちらのページの説明は以上となります。 これで説明のほうを終了させていただきます。
教育長	ありがとうございました。ただいま事務局からも説明がございました。内容についてご質問等ございましたら委員の皆さん、よろしくお願いいたします。宮城委員、どうぞ。

宮城委員	規程という表現と訓令という表現は法律で難しいなという。これを頂いて少し文言を見たりしたんですけれども、表現上、「規程」という用い方と「訓令」という言葉の用い方で、例えば改正後に規程を訓令に変えたということは、規程という言葉はここにあるように服務規程とか、何々規程とかってあるような表現の中で使われるものなので、ここでは訓令という言葉に統一したというふうに考えてよろしいのでしょうか。
教育長	事務局、お願いします。
教育総務課長	こちらのほうにつきましては市長部局の総務課のほうから、法制執務上こちらの規則を市民に通知する場合、訓令ということで市民に通知をするということで、この規程という言葉を使っていることが、つじつまが合わないというか訓令で発する文書については全て訓令と入れたほうがよろしいという指示を頂きまして、こちらも改正しています。
宮城委員	分かりました。どうもありがとうございます。
備瀬委員	馴染めなかったけれども、今日調べてみてなるほどと思ったりもしたんですけど。
宮城委員	そうそうそう。結構表現がたくさんあって、いろいろ。
教育部長	休憩をお願いします。
教育長	休憩します。
	休 憩（14時51分） 再 開（14時54分）
教育長	再開します。 それでは、議案第13号 豊見城市立学校職員服務規程及び豊見城市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、提案どおり決定したいと思います。宮城委員、どうぞ。
宮城委員	1点だけ、ごめんなさい。図書館が今回文化課と同じ所に入りましたよね。いつも報告を受けるときに、生涯学習振興課の方が図書館も全て含めて報告をし、文化課は文化課のみの。だから、その中には強調していることといえば、文化財のそれが主だったかなというふうに、いつもこの話を聞きながら、ちょっとしっくりこない場面が多々あったことをお伝えしたいと思います。生涯学習という意味で図書館は、やはり生涯学習振興課に所属すべきかなというふうに思ったりはするんですけど、でもやっぱり文化課というその課があるのであれば、そこにひっくるめると、私が時々お話しするふるさと教育とか、それから学校とのつながりで、いかに豊見城市の歴史を子どもたちに伝えていくとか、そういうこともひっくるめて仕事としてはやりやすい形になるのかなというこ

	とを感じましたので、それを文化課と一緒にできるというのが今後、あらゆる面で期待ができるかなというふうに私はこの組織を見て思いましたので、それを一言お伝えしたいなと思って。
教育長	ありがとうございました。それでは先ほどの議案第13号に関しては提案どおり決定ということで進めてまいります。よろしくお願いします。 続きまして、日程第6の議案第14号 豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正についてであります。事務局、よろしくお願いします。
学校教育課長	学校教育課、金城です。説明いたします。 豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正についてであります。 提案理由です。学校運営において地域とともにある学校づくりの仕組みとして、コミュニティ・スクールがございます。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールとし、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化・多様化から学校運営に地域等の声を積極的に生かし、学校と地域が一体となって学校運営を進めていくことができるものと考えております。この「コミュニティ・スクール」という通称が一般的に周知されていることから、協議会の通称を「コミュニティ・スクール協議会」とする通称規定を加えたいと考えております。 また、委員の人数について、コミュニティ・スクールづくりにおいてより様々な立場の住民等の協力、支援を得る必要があるため、委員の人数を増員し改めたいことから提案しております。 次のページをお願いします。規則の概要です。本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、豊見城市立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会に関し必要な事項を定めるものでございます。改正理由は先に述べたとおりです。 3番の改正内容をお願いします。（1）協議会の通称規定を第2条に加えております。（2）第2条に通称規定を加えたことにより条ズレがありますので、それを改める内容となっております。（3）委員の人数を10人以内から15人以内に改める内容となっております。 次に、規則の新旧対照表を見ていただきたいと思います。新旧対照表の右側は改正前、左側が改正後となっておりますが、第2条に通称規定として、協議会の通称は、「コミュニティ・スクール協議会」とする。という文言を加えております。 第5条に、協議会の人数ですが10人から15人に改正する内容となって

	おります。 その他については条のずれによる改正となっております。ご審議のほどお願いします。
教育長	ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました。内容についてご質問等がございましたら委員の皆様、挙手をお願いいたします。田名委員、どうぞ。
田名委員	ちょっと教えてください。去る3月に中学校で学校評議員というのがありますよね。それがもう廃止というか、3月で終わりというふうに聞いたんですけど、その代わりというふうに考えてよろしいですか。
教育長	事務局、お願いします。
学校教育課長	豊見城市で言いますと、令和5年度は座安小学校が本格稼働で、コミュニティ・スクールをしておりました。その他の学校については学校評議員という制度をやっておりましたが、令和6年度より市内全小中学校でコミュニティ・スクール、学校運営協議会を導入するということで進めております。特に今回の改正については座安小学校での運用を踏まえて、学校運営協議会という名前の規則にしているんですけども、コミュニティ・スクールというのもよく言われるよねというところで、通称コミュニティ・スクールだよというのを加えたのと、人数はどうしても10人だと学校の先生も委員として入ったりするので、ほかの委員も入れたいよねというところもございまして、人数を10人から15人に増やしていこうという内容になっております。
田名委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。事務局、大丈夫でしょうか。事務局、どうぞ。
教育総務課長	私のほうから、すみません。修正で議案第14号の題名につきまして、豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正の部分が、一部が二重に表記されています。すみません。そちらの「規則の一部改正について」に修正をお願いいたします。
教育長	分かりました。一部改正のところを一箇所削っていただきたいと思います。事務局よろしいですか。
教育総務課長	はい。
教育長	それでは、議案第14号 豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正については提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長	ありがとうございます。それでは、提案どおり決定ということで進めてまいります。 続いて、日程第7の承認第7号 豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正についてであります。事務局、説明をお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課の赤嶺です。承認第7号 豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正について説明させていただきます。 提案理由といたしましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき、豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正について、臨時代理を行いました。これを報告し、教育委員会の承認を求めるものとなっております。 内容としましては、令和5年度豊見城市組織改革検討委員会において、令和6年度の組織体制に変更がありました。そちらについての臨時代理を行っているところです。次のページをご覧ください。臨時代理書となっております。令和6年度の組織体制につきまして、教育ICT班の廃止及び図書館班の移設が生じるため、所要の豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する必要となりました。当規則は令和6年4月1日より施行するため、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき、臨時に代理しております。こちらの日付につきましては令和6年3月29日付、教育長のほうで臨時代理を行っているところです。 次のページをご覧ください。改正する規則についての公布文となっております。こちらのほうから次のページまでが公布文となっております。 次のページに内容が記されているので、こちらのほうを読み上げさせていただきます。公布文の次のページです。豊見城市教育委員会規則第2号ということで、豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則ということで、3行目ですね。第4条の表教育部の項中「総務班 教育ICT班」を「総務班」に、「社会体育班 図書館班」を「社会体育班」に、「文化班」を「文化班 図書館班」に改めるということで記載されております。 下のほうです。第6条第1項中「部及び課等に関連する事務」を「課間に関連する事務」に、「部及び課等と」を「課と」に変更しております。「部及び課等において」を「課において」に改め、同条第2項を

	削っております。 第10条第1項の表中央図書館の項所管の欄中「生涯学習振興課」を「文化課」に改め、同条第3項中「係」を「班」に改めております。 別表第3中ということで、次の次のページに新旧対照表があるんですけども、最後のページですね。こちらの別表第3のほうに学校運営協議会のほうが追記されております。 承認第7号の説明については以上となります。
教育長	ありがとうございました。委員の皆様、ただいまの説明に関しましてご質問等、確認等がございましたら挙手をお願いいたします。はい、宮城委員。
宮城委員	私の勘違いかもしれませんが、生涯学習振興課は現在公民館にありますよね。文化課が図書館の下にありますよね。今これを見ると、生涯学習振興課を文化課と改めるとあるんですけど。第10条の今説明があった第2号の、第10条第1項のところを読んでいくと、「生涯学習振興課」を「文化課」に改め、同条第3項中「係」を「班」に改めるとあるんですけども、このとおり読んでいくと生涯学習振興課がなくなるということなんですか。
備瀬委員	図書館班もですね。図書館班も文化課に修正する。
教育長	事務局、お願いします。
教育総務課長	第10条、中央図書館の……。
宮城委員	これだけ見ると、振興課そのものがなくなっちゃうのかなと。そういう表現になっているので質問しました。
備瀬委員	よく読まないと分かりづらい部分があるけれども、よく読んでみたら……。
教育部長	新旧対照表で確認してください。確かにこれはちょっと分かりづらい。
宮城委員	これを読んだときは理解できたんですよ。だからさっきの発言をしたんです。分かっているつもりでいたんですけど、図書館が文化課にというところを読んだときに、ごめんなさい。
備瀬委員	それでいいですよ。ちゃんとおっしゃることは。
宮城委員	でも、やっぱり振興課がなくなったら困るので。
備瀬委員	そうそうそう。
教育部長	大丈夫です。
教育長	それでは、ただいまの件に関しては規則新旧対照表を確認の上、生涯学習振興課はありますということで、進めさせていただきます。

宮城委員	はい。これでは納得したつもりだったんだけど、この文面だけ見たら。
教育長	それでは、承認第7号 豊見城市教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則の一部改正については、提案どおり承認したいと思います。よろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございました。
	(議案第15号 反訳なし)
	(その他案件 反訳なし)
教育長	以上をもちまして、第4回定例教育委員会の全日程を終了いたします。ありがとうございました。

(署名欄)

教育長 瀬長盛光

教育委員 宮城伸子